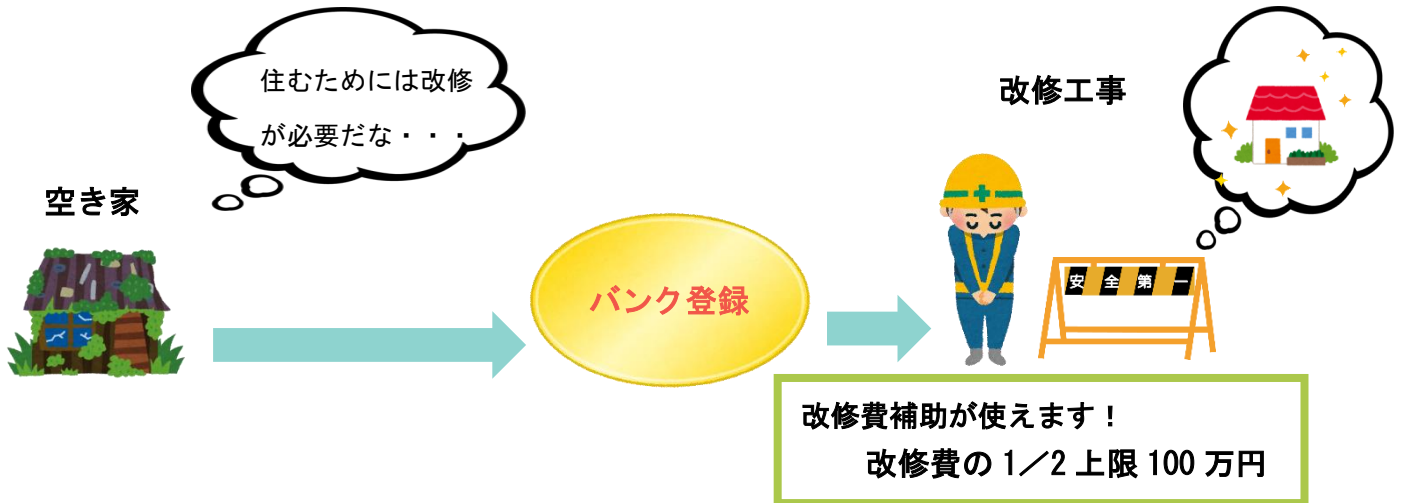


氷川町空き家バンク促進補助金（改修補助）



空き家バンクに5年間登録していただくことが条件です

※売買希望での登録の場合は、新しい所有者との契約が締結された後、新しい所有者の申請で補助を行います

【賃貸借物件の場合・・・空き家をバンクに登録した空き家の所有者が対象です】

- ① 空き家バンクに「賃貸借希望」で登録
- ② 補助金申請（見積書などの添付が必要です）
- ③ 補助金決定通知（5年間バンクに登録すること、3親等以内の親族に賃貸しないことが条件です）
- ④ 改修工事
- ⑤ 事業完了報告を提出（完了箇所の写真や支払が完了した領収書などの添付が必要です）
- ⑥ 補助金確定通知→補助金のお支払い

【売買物件の場合・・・空き家バンクをとおして空き家を買った新たな所有者が対象です】

- ① 空き家バンクに「賃貸借希望」で登録
- ② 利用希望者と売買契約を締結
- ② 新しい所有者が補助金申請（契約締結後半年以内に申請を行い、見積書などの添付が必要です）
- ③ 補助金決定通知（5年間居住すること、3親等以内の親族間の売買でないことが条件です）
- ④ 改修工事実施+住民登録
- ⑤ 事業完了報告を提出（完了箇所の写真や支払が完了した領収書などの添付が必要です）
- ⑥ 補助金確定通知→補助金のお支払い

☑補助金申請の前にご確認ください☑

- ☐ 申請前に行っている工事は、対象となりません
- ☐ 工事は町内の登録業者によるものに限ります（希望の方は登録業者の一覧をお渡します）
- ☐ 売買物件の場合、該当の空き家の住所へ住民票を移されたかどうか確認いたしますので、工事と住民票の移動を完了させてから実績報告を行ってください
- ☐ 5年間の間に自己都合により空き家バンクから登録を解除した場合、空き家から退去した場合などは補助金を返還してもらうこともあります

1 空き家改修費補助金（賃貸希望の場合・・・空き家登録者が申請）

概要	空き家に新たに居住するために必要な次に掲げる改修工事等に対する補助金 ①登録物件の補修、修繕、間取りの変更、増築及び改修 ②天井、壁、床及び畳の張り替え ③屋根及び外壁の塗り替え ④トイレ、浴室、台所等住宅設備の改善 ⑤電気配線、給排水管等の登録物件に附属する設備の改修 （ただし、町が行う合併浄化槽の設置に係る補助の対象となるものを除く） ⑥敷地の雑草及び樹木の除去 ⑦登録物件の清掃 ⑧その他町長が必要と認める改修工事等
対象物件	空き家バンクに登録された賃貸借契約希望の物件で、補助金の交付を受けた日から起算して5年以上登録可能である物件
対象者	空き家バンクに登録した所有者
補助率上限	対象経費10万円以上のものでその50% 上限100万円
対象外	<ul style="list-style-type: none">・過去にこの補助金を利用した物件・過去にこの補助金を利用した者（同一世帯の者を含む）・3親等以内の親族との契約・補助対象者に滞納がある・他の助成金との併用
申請	空き家バンク促進補助金交付申請書及び誓約書、工事費の内訳が確認できる見積書の写し、現状を確認できる写真、（賃貸借契約後に行う場合）対象物件の賃貸借契約書の写し
実績報告	空き家バンク促進事業完了報告書、工事費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し、現状を確認できる写真、請求書
取消返還	補助金の交付を受けた日から起算して5年以内にバンクの登録を自己都合により取り下げたとき。ただし、転居する場合に再度空き家バンクに登録すれば、返還対象としない。
返還額	補助金交付を受けた日からバンクからの取り下げ、転居、解体した期間に応じて以下のとおり 1年未満：全額 1年以上2年未満：交付金額の5分の4 2年以上3年未満：交付金額の5分の3 3年以上4年未満：交付金額の5分の2 4年以上5年未満：交付金額の5分の1
その他	<ul style="list-style-type: none">・対象工事は住宅リフォーム規則に規定する町内の有資格者が実施する工事に限る・賃貸借契約締結前に申請することは可能であるが、契約後に行う場合には契約締結の日から半年以内に申請しなければならない

1 空き家改修費補助金（売買希望の場合・・・新しい所有者が申請）

概要	<p>空き家に新たに居住するために必要な次に掲げる改修工事等に対する補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ①登録物件の補修、修繕、間取りの変更、増築及び改修 ②天井、壁、床及び畳の張り替え ③屋根及び外壁の塗り替え ④トイレ、浴室、台所等住宅設備の改善 ⑤電気配線、給排水管等の登録物件に附属する設備の改修 (ただし、町が行う合併浄化槽の設置に係る補助の対象となるものを除く) ⑥敷地の雑草及び樹木の除去 ⑦登録物件の清掃 ⑧その他町長が必要と認める改修工事等
対象物件	バンクを通じて売買契約が締結された物件
対象者	当該物件に5年以上居住する（生活の拠点を移し住民登録を行う）意思のある方
補助率上限	対象経費10万円以上のものでその50% 上限100万円
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・過去にこの補助金を利用した物件 ・過去にこの補助金を利用した者（同一世帯の者を含む） ・3親等以内の親族との契約 ・補助対象者に滞納がある ・他の助成金との併用
申請	空き家バンク促進補助金交付申請書及び誓約書、工事費の内訳が確認できる見積書の写し、現状を確認できる写真、対象物件の売買契約書の写し、（申請者が町外からの移住者の場合）納税証明書
実績報告	空き家バンク促進事業完了報告書、工事費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し、現状を確認できる写真、請求書、対象物件の所有権が確認できる書類（申請時に提出していない場合に限る）
取消返還	補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に転居又は解体したとき。ただし、転居する場合に再度空き家バンクに登録すれば、返還対象としない。
返還額	<p>補助金交付を受けた日からバンクからの取り下げ、転居、解体した期間に応じて以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> 1年未満：全額 1年以上2年未満：交付金額の5分の4 2年以上3年未満：交付金額の5分の3 3年以上4年未満：交付金額の5分の2 4年以上5年未満：交付金額の5分の1
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事は住宅リフォーム規則に規定する町内の有資格者が実施する工事に限る ・契約締結の日から半年以内に申請しなければならない ・毎年住民登録の状況を確認する